

1. 基本情報 (令和5年4月1日現在)

| | | | |
|----|----------|-----|-------|
| 人口 | 264,736人 | 保護率 | 0.89% |
|----|----------|-----|-------|

2. 支援状況 (令和3年度)

| | | | | | |
|-------------------------|--------|------|-------|------|-----|
| 新規相談受付件数 (人口10万人当たり) | 32.5/月 | | | | |
| プラン作成件数 (人口10万人当たり) | 3.4/月 | | | | |
| 就労支援対象者数 (人口10万人当たり) | 2.9/月 | | | | |
| 就労・増収率 (%) | 1.44 | | | | |
| 任意事業等の実施状況 (令和5年度 (予定)) | | | | | |
| 支援会議 | 就労準備 | 家計改善 | シェルター | 地域居住 | 子ども |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

3. 会議の概要等 (令和5年度)

| | |
|---------|--|
| 構成員 | 実施機関、町村福祉担当課、町村社会福祉協議会、公共職業安定所、就労準備支援事業受託業者、家計改善支援事業受託業者、その他支援プランの実施に関わる機関等の担当者、本人、家族、キーパーソン |
| 会議の内容 | 支援につながっていない生活困窮者に関する情報や考え方を共有するとともに、生活困窮者が地域で生活するために必要な支援体制について検討する。 |
| 開催方法等 | 必要に応じて開催、場所は自治体会議室や地域の福祉会館など |
| その他特記事項 | 構成員については、取り上げる事例により参加者を変えている。 |

4. 会議設置までのプロセス

設置前

引きこもりや各種公共料金等の未納等から生活困窮あるいはその端緒が窺われる事案を把握しても、本人の同意が得られないため守秘義務の観点から関係機関内で情報共有されず、必要な支援の手が届かないケースや、同一世帯の世帯員個々に各種相談や支援が行われているが、世帯全体の課題として把握・共有することにより、よりの確な支援が図れるケースなども見受けられるため、未だ支援につながっていない生活困窮者等を確実に支援につなげ、その自立の促進を図るためには、地域における関係機関が緊密に連携し、生活困窮者に関する情報を共有し、適切な支援を図ることを目的に設置

設置に向けて

他県等から情報収集
【4ヶ月前】

- 他県の設置要領等や他課所管の会議体を参考にしながら方針を検討。

関係部署との調整
【4ヶ月前】

- 町村部の自立相談支援機関との意見交換を実施。
- 構成員や実施回数等（その都度か、定期か）を検討。

設置要綱の策定

- 国の示すガイドライン等のひな形を参考に県福祉政策課で策定。

令和2年1月 事業開始

会議開催

- 難しいケースについての情報共有が図れ、支援につなげることができた。
- 他部署との連携が図られることで、対象者への支援がスムーズにできる。